平成２２年（フ）第７７６号
千葉県柏市新柏４丁目12番地１　バロン浄光301号
債務者　中村　則彦
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７９６号
千葉県松戸市三矢小台３丁目３番地の３
債務者　吉野めぐみ
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２８８号
神奈川県横須賀市久里浜８丁目11番２号
債務者　川崎　晴美
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１１４号
福島県白河市会津町35番地18　国分アパート西棟
債務者　五木田圭子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
神奈川県横須賀市西浦賀５丁目11番８号
債務者　矢崎　通明
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第４８３号
神戸市兵庫区新開地５丁目３番14―1601号
債務者　廣澤　　綾
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１７３号
兵庫県三田市すずかけ台３丁目５番地４　15棟204号
債務者　徳留　幸恵（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２２３号
神戸市中央区筒井町１丁目１番５―711号
債務者　伊藤　貞枝
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４１号
神戸市須磨区横尾９丁目２番地５号棟407号、従前の住所神戸市東灘区本山北町４丁目７番59―2406号
債務者　山内　京子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２６５号
兵庫県三木市大塚２丁目４番５号　市住大塚団地２号棟202号
債務者　長濱　礼子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３４１号
神戸市長田区五番町５丁目１番地　市住27―041号
債務者　河邊　義信
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３４２号
神戸市東灘区深江北町２丁目13番３―205号、従前の住所神戸市垂水区神陵台５丁目20番48―204号
債務者　中島　　晶（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７６号
神戸市灘区水道筋５丁目１番24号
債務者　白井　政子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５２号
大分市坂ノ市中央４丁目11番２号　セルコ・ガーデン３
債務者　山崎　雅人
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５５３号
大分市坂ノ市中央４丁目11番２号　セルコ・ガーデン３
債務者　山崎佐百合
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６１号
大分県速見郡日出町大字豊岡6060番地29町営豊岡住宅Ａ―２―204
債務者　山口　和美
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
大分県速見郡日出町大字豊岡6060番地29町営豊岡住宅Ａ―２―204
債務者　山口　**逸**子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係